

## 第5回HPVワクチン副反応被害判定調査会の審議結果について

HPVワクチン副反応被害判定調査会

平成29年1月19日

標記調査会の審議結果について、下記の通り副作用・感染等被害判定第一部会に報告する。

### 記

#### 1. 参加調査員及び参考人

(調査員)

飯島 正文 (座長)、水澤 英洋、三山 佐保子

(参考人)

加島 陽二、玉井 和哉、星 和彦、山田 和男

#### 2. HPVワクチン副反応被害判定について

(1) 審議事例数

33例

(2) 審議結果

因果関係の判定等について原則として全ての調査員及び参考人の意見が一致したものを。

31例

(1) 請求どおり支給決定することが適当である。 1例

(2) 請求期間・内容の一部について支給決定することが適当である。 11例

(主な意見)

①一部の期間に行われた医療については、入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当するかどうか判断できない、又は副反応とは別の症状に対する医療に該当するため不支給とすることが適当である。 11例  
(②と1例重複)

②障害の状態とは認められないため、不支給とすることが適当である。 1例

(①と1例重複)

(3) 不支給決定することが適当である。 19例

(主な意見)

①判定不能のため、不支給とすることが適当である。 13例

②入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に該当するか

どうか判断できないため、不支給とすることが適当である。

5例

③障害の状態とは認められないため、不支給とすることが適当である。

1例

調査員及び参考人の意見が一致しない等により審議結果を得ることができなかったもの。

2例

以上